

岩倉市一般不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療（体外受精、顕微授精及び夫婦以外の第三者からの卵子又は胚の提供による治療を除く。以下「一般不妊治療」という。）に要する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図り、もって、少子化対策の充実を図るために実施する岩倉市一般不妊治療費助成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、婚姻が確認できる法律上の夫婦及び届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある男女（以下単に「夫婦」という。）であって、産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、一般不妊治療を受けた者であって、申請日において、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 夫又は妻のいずれか一方又は両方が岩倉市内に住所を有すること。

(2) 医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。

(助成対象範囲)

第3条 助成の対象とする治療（以下「助成対象治療」という。）は、産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において受けた一般不妊治療とする。

2 前項の治療には、診断のための検査、治療効果を確認するための検査等治療の一環として行われる検査を含むものとする。

(助成額)

第4条 助成額は、1組の夫婦に対して、助成対象治療を受けた日の属する年度ごとに当該助成対象治療に要した本人負担額の2分の1以内の額とし、4万5千円を上限とする。ただし、次に掲げる給付等の額は、本人負担額から控除するものとする。

(1) 助成対象治療に係る医療費に対する他の法令等による給付がある場合の、当該給付の額

(2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る療養を受ける場合の、当該入院時食事療養費の給付に関するこれらの法律に規定する標準負担額

(3) 医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、不妊治療に関する任意の給付（付加給付）が行われる場合の、当該給付の額

(4) 文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用の額

2 助成期間は、助成を開始した診療日の属する月から継続する2年間までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより助成期間を延長し、又は助成期間を再設置するものとする。

(1) 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合 当該中断期間のうち助成のなかった月数以内で、助成期間を延長するものとする。

(2) 事業による助成金の交付を受けた夫婦が挙児を得て、その後更に次の挙児を得るために一般不妊治療を行う場合 助成期間を再び2年間設置するものとする。

3 第1項の年度は、3月診療分から翌年2月診療分までの1年間とする。ただし、助成開始月が年度途中となった場合で、第1年度目の助成期間が12か月未満でかつ助成額が4万5千円未満の場合は、第3年度目の治療について、第1年度目の12か月に満たなかった残りの月数以内で、4万5千円に満たなかった額を上限に助成することができるものとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩倉市一般不妊治療費助成事業申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第3号及び第4号の書類については、申請者の同意を得て岩倉市で確認が可能な場合は、省略できるものとする。

(1) 岩倉市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2)

(2) 一般不妊治療に係る領収書

(3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類。ただし、事実婚関係にある者については、治療当事者両人が重婚でないか証明できる書類、同世帯であるか証明できる書類及び事実婚関係に関する申立書(様式第2の2)

(4) 住所地を証明する書類

2 前項の申請は、原則として、3月から翌年2月までの診療分について、4月から翌年3月までの間に行うものとし、岩倉市に在住している期間に行った治療について、市長へ申請するものとする。

(決定通知等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した時は、速やかにその内容を審査し、助成の承認をしたときは、岩倉市一般不妊治療費助成事業承認決定通知書(様式第3)により、助成を認めないときは、理由を付して岩倉市一般不妊治療費助成事業不承認決定通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の決定を受けたものは、市長に岩倉市一般不妊治療費助成事業請求書(様式第5)を提出し、市長はこの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年7月1日診療分から適用する。

附 則

(施行時期等)

1 この要綱は、平成24年7月18日に施行し、平成24年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行に際現に改正前の規定に基づき行われた一般不妊治療に係る治療は、改正後の規定にかかわらず、助成対象とすることができる。ただし、助成金に係る基準額等は別に定める。

3 この要綱による改正前の様式第1号及び様式第2号については、この要綱の施行後においても、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行し、令和3年1月1日治療終了分から適用する。ただし、様式第1の2、様式第2及び様式第5の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年3月1日から適用する。